

船橋市教育委員会会議 7月定例会会議録

1. 日 時 平成23年7月21日(木)
開 会 午後3時30分
閉 会 午後4時45分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 委 員 長 石 坂 展 代
委員長職務代理者 中 原 美 恵
委 員 篠 田 好 造
委 員 山 本 雅 章
教 育 長 石 毛 成 昌
4. 出席職員 教育次長 阿 部 裕
管理部長 石 井 雅 雄
生涯学習部長 高 橋 忠 彦
管理部参事兼総務課長 二 通 健 司
学校教育部参事兼学務課長 藤 澤 一 博
財務課長 泉 對 弘 志
施設課長 千々和 祐 司
指導課長 鈴 木 正 伸
児童生徒防犯安全対策室長 岩 田 茂
総合教育センター所長 山 本 稔
社会教育課長 小 川 佳 之
生涯スポーツ課長 加 納 誠 一
飛ノ台史跡公園博物館長 江 口 勇 一
青少年課長 村 山 茂
文化課長補佐 新 宮 秀 則
保健体育課主査 高 原 一 浩

5. 議 題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

請願第2号 中学校の歴史・公民教科書の採択に関する請願について

請願第3号 中学校の歴史・公民教科書の採択に関する請願について

陳情第1号 船橋市立中学校の教科書採択についての陳情について

議案第30号 スポーツ振興審議会委員の委嘱について

第3 報告事項

(1) 平成23年第2回船橋市議会定例会の報告について

(2) 船橋市学校防犯カメラシステムの設置について

(3) 児童誘拐に係る不審電話について

(4) 学習バス「キッズ船橋号」寄贈について

(5) 平成23年度青少年課夏の事業について

(6) 縄文国際コンテンポラリーアート展 in ふなばし2011

～ピバ！縄文 先史飛ノ台とメキシコ・マヤの根～について

(7) その他

6. 議事の内容

【委員長】

【委員長】

それでは、ただいまから教育委員会会議7月定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認についてお諮りします。

6月23日に開催いたしました教育委員会会議6月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、7名より申し出がありました。

船橋市教育委員会傍聴人規則により、本日の教育委員会会議の傍聴者の定員は5名と定められておりますが、よろしければ7名全員の傍聴を認めたいと思います。ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【委員長】

傍聴人の方にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております「傍聴人の遵守事項」についてを守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、議案第30号については、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項第1号の「任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に関する事項」に該当しますので、非公開としたいと思います。

また、当該議案については、傍聴人に退席願いますことから、同規則第9条に基づき議事日程の順序を変更することとし、報告事項(7)の後に繰り下げることにいたします。ご異議ございませ

んか。

【各委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、請願第2号について審議いたします。

この件につきまして、指導課、説明願います。

【指導課長】

請願第2号「中学校の歴史・公民教科書の採択に関する請願」につきましては、平成23年6月27日付で受理してございます。

請願の趣旨及び理由につきましては、お配りしました資料のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしく願います。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見ございますでしょうか。

【篠田委員】

この種の請願、陳情、ここに書いてあることは、本当にごもっともなことが多いんですけども、船橋市の教科書の選定に関して、選定委員会、それから、それぞれ専門部会の方、学校の教育の現場に携わられている方、専門分野の方と何人かの経過を経て選んでいくような形をとっておりますので、こういう請願というのは、本当に趣旨はごもっともだということはわかるんですけども、これを採択してしまうと、これからの教科書選定に対して縛りを与えるような感じになるのではないかというふうに私は考えるんですけども、いかがでしょうか。

【委員長】

そのほかよろしいでしょうか。

【石毛教育長】

前回は同じような内容のものが出ておりましたけれども、前回は申し上げたんですけども、教科書採択ということの性質から、こういった請願というのは、あまり会議になじまないのかなというふうに思います。

【山本委員】

この請願は、GHQの占領から桎梏が断ち切られるとか、非常に大げさな書き方をしているんですけども、言っていることは、本当に正しいよということで、我々にこういうことを心してやってくださいということだけですので、やりますよということで、私は賛成です。

【委員長】

そのほかよろしいですか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、挙手によって採決したいと思います。

なお、挙手しない方は採決することに反対とみなしますので、ご了承願います。

請願第2号「中学校の歴史・公民教科書の採択に関する請願」を採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【委員長】

賛成少数により、請願第2号については不採択とすることに決しました。

続きまして、請願第3号について審議いたします。

この件につきまして、指導課、説明願います。

【指導課長】

請願第3号「中学校の歴史・公民教科書の採択に関する請願」につきましては、平成23年7月1日付で受理してございます。

請願の趣旨及び理由につきましては、お配りしました資料のとおりでございます。

引き続き、ご審議のほど、よろしく願います。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見ございますでしょうか。

【中原委員】

すみません、確認したいんですけども、3ページの下から4行ぐらいですかね、歴史上の人物名がいろいろ挙げられているんですけども、この記述が一切ないというふうに、ここではご指摘があるんですが、それは、私は会議の前に確認することができていないんですけども、実際には確認をいただいているんでしょうか。

【指導課長】

ここに書かれてございます人物については、記述はございません。

小学校学習指導要領においては、取り上げる人物について42名の人物を掲げて、この42名の人物の働きを通して学習できるように指導することと記載されております。しかし、中学校の学習指導要領においては、請願者が指摘された人物を取り上げ、指導することというような記述は一切ございません。

【中原委員】

とてもなじみのある人物名なので、このご指摘のように、全くないというのは、確かに不思議な気がするんですけども、それは小学校の時代にちゃんと習得されているので、中学校では特にということで理解すればいいですか。

【指導課長】

小学校学習指導要領で取り上げるとされている42名の歴史上の人物名と請願者が指摘された歴史上の人物は同じではございません。

【中原委員】

小学校でも、この人物名について習得していない可能性はあるということですか。

【指導課長】

1つ1つ小学校の教科書を確認しているわけではございませんので、全くないとは、この場では申し上げられませんが、小学校の学習指導要領で42名を取り上げる中に、ここに書かれてある人物名は出てきておりません。

【石毛教育長】

私もちょっと勉強不足なんですけれども、今の話を聞いていると、小学校の学習指導要領には、このほかの方の名前も含めて42名が書かれていると。それらの活動を通して、いろいろ学習させなさいということですね。ところが、確認なんだけれども、そういう縛りみたいなものが中学校には一切ないという話ですね。

それと、もう一つ、普通、小学校と中学校という法律がいろいろとあるんだけれども、学校教育法なんかを見ると、小学校と書いてあって、いろいろ書いてあって、小学校のところには準用規定と書いてあるのが多いじゃないですか。だけれども、そういうのもないわけですね。

【指導課長】

小学校の歴史学習は、人物を取り上げて、人物の働きを通しながら歴史の見方を学んでいくというのが小学校の歴史学習でございます。

中学校は通史の学習になりますので、特に人物を取り上げて学習するというような記述はございません。ただ、人物を学習しないということではないのですが、歴史教育においては、歴史事象について一面的にとらえるのではなく、さまざまな資料を活用して、多面的、多角的に考察し、公正に判断することが大切であるというようなことでございます。また、我が国の歴史の大きな流れを学習する上で、世界の歴史の流れを背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ、それを通して、我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えることなどが重要であるとされるのが中学校の歴史学習であるということでございます。

【中原委員】

2のところに記載がありますけれども、「公共の精神」と「国を愛する心」の記述がないということについても、確認いただいているのでしょうか。

【指導課長】

「公共の精神」や「国を愛する心」という語句自体は、直接使われておりませんが、本文の中には、そういう精神の内容が含まれているととらえております。

【中原委員】

それは、記述はないけれども、教育基本法及び指導要領にのっとった教科書であるというふうに確認をされているんだということに理解していいですか。これは、重要な語句だと思うんですけども。

【指導課長】

我が国の教科書検定制度は、教科書の著作、編集を民間にゆだねることで、著作者の創意工夫を生かした教科書づくりを期待しているとともに、検定を行うことにより、適切な教科書を確保することなどをねらいとしております。そのため、検定に合格した教科書は、それぞれ特色を有し、多様なものとなっておりますが、学習指導要領、教育基本法の中に示されているものについては、すべての教科書がその精神を取り入れているというふうに認識してよろしいかと考えております。

【委員長】

そのほかはよろしいでしょうか。

【山本委員】

私は、やはり、拉致問題とか、国を愛する愛国心ということは、非常に大事なものだということに思っているんですけども、この方の文章だと、東京書籍や教育出版対自由社と、それから育鵬社との代理戦争みたいな形で、片一方はこうだ、片一方はこうだ。

いろいろな思想団体から来ているんですね。本当に、いわゆる保守と革新の、それこそ、何か戦わせるみたいな感じで、やれ、こっちがいい、こっちが悪いというような欠点の上げつらいのよ

うになっているのではないかなという印象を非常に持つんですね。

前に、先生に、教科書を教えるのではなくて、教科書を使って、例えば、社会だったら社会を教えると。それが本当の姿なんだというふうにお聞きして、本当にそうだなと思いましたがけれども、自分の印象から言っても、教科書だけを教えてくれた先生というのはあまり覚えていないんだけど、やはり、教科書を膨らませているいろいろなことを教えてくれた先生は非常に印象に残っています。

ですので、例えば、仮に東京書籍のものを選んだとしても、実は、この教科書は1つのツールだから、そうじゃないんだよということを教える先生も当然、逆に教えてくれる先生もいるかもしれないし、東京書籍を選んで、実は、これは拉致問題を全然書いていないので、そうじゃないんだよと教えてくれる先生もいるかもしれない。とにかく、そういうようなことで、私は、こういう代理戦争に巻き込まれたくないなというのが、本当に実感です。あとは、本当に1つの客観的な構成とか、4つか5つぐらいの基準があるんですけども、そういうのに即して淡々と選びたいなというふうに思っております。

ということで、私は、この方の請願は反対します。

【委員長】

ありがとうございました。

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、これより挙手によって採決いたしたいと思います。

なお、挙手しない方は採択することに反対とみなしますので、ご了承願います。

請願第3号「中学校の歴史・公民教科書の採択に関する請願」を採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【委員長】

賛成少数により、請願第3号については不採択することに決しました。

続きまして、陳情第1号について審議いたします。

この件につきまして、指導課、説明願います。

【指導課長】

陳情第1号「船橋市立中学校の教科書採択についての陳情書」につきましては、平成23年7月1日付で受理してございます。

陳情の趣旨及び理由につきましては、お配りしました資料のとおりでございます。

引き続き、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見ございますでしょうか。

【山本委員】

私は、この方の意見は全く賛成です。そのとおりだと思いますので、これは大賛成します。

【委員長】

そのほか、よろしいでしょうか。

【中原委員】

前回は、請願の採択について採択することと、しないこととで、教科書採択の作業に対してどのような影響があるかというご質問があって、教育長からお答えをいただいたんですが、この陳情書も同じ扱いというふうに認識していいのかわかり、ちょっと確認していいですか。

【総務課長】

陳情、請願と、言葉は異なっておりますが、これに対しての扱いは同じでございます。陳情とありますけれども、請願と同じに扱っていただいて結構でございます。

【中原委員】

迷っているのは、あまり文章の量も多くないですし、物すごく当然のことが記載されているので、陳情として出されていることの意味がうまくつかめないというか、すごく当たり前なことなのに、なぜ陳情で出されるんだろうという感覚があって、どうしたものかなと。

【篠田委員】

この請願2つ、陳情1つ、おっしゃっていることは、本当にごもっともだと思えます。前の2つの請願にしても、この陳情にしても、おっしゃっていることは、本当にごもっともで、間違いのないんですけれども、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、これから教科書選定委員会とか専門部会があって、その中で複数の目で選択されるわけですので、その方たちに縛りになるようなことは中立性を守るために極力避けたいと、そういうことです。

あともう一つは、前回の教育委員会会議でもお話ししましたがけれども、やはり、各採択地区の実態を踏まえて、先生が教えやすい、また、子どもが教わりやすいということの中からということで教科書の選定はされるべきだと思えます。その中で、こういう陳情、請願というものをここで採択してしまうと、この教科書の選定委員会、それから、専門部会の方たちに逆にプレッシャーを与えてしまって、子どもたちのため、それから、先生が教えやすいということの観点から選ぶ場合に縛りを与えてしまうということで、この陳情は、本当にそのとおりだと思えますけれども、私としては、教育委員会で採択するべきではないんじゃないかというふうに思います。

【石毛教育長】

私は、先ほどの請願でもありましたけれども、この教科書については、いろいろと騒がしいですよ。やはり、先ほど、山本委員もおっしゃいましたけれども、そういうものにとらわれない静ひつな中で、専門の調査委員、選定委員会等々の意見を聞いて、そういった中で一貫して、私たちは採択すべきだと思っております。

ですから、教科書採択という中で、こういうものは、先ほども言いましたように、請願とか陳情というのは、なじまないんじゃないですか。

【山本委員】

私は、中原委員が言ったように、これは、教育委員、まじめにやれということと同じだと思うんです。まじめにやりますというだけで済むようなものなので、例えば、これを採択したとしても、これに関しては何の縛りもないですよ。新学習指導要領の趣旨にちゃんと合った採択をしてくださいと、まじめにやれよと。だから、まじめにやらせていただきますというだけだから、これは、今までの前の2つとはちょっと違う感じが確かにするんですよ。だから、これは、ご意見を受けとめましたとか、そういうぐらいの返事というような感じでは、賛成したところで特に私らにとっての縛りになるわけではないんじゃないかと。むしろ、最初に言ったように、何でこれが出てきたのかと。そっちのほうを疑問に思ったりします。

【石毛教育長】

先ほど、私が申し上げたことを前提に置いて、今、縛りとか、縛りではないという意見がございました。

学習指導要領の改訂の趣旨に最もふさわしい教科書、その「最も」というのは主観ですよ。改訂の趣旨というのは幾つもあるわけですから、だから、「最も」というのは、どこに焦点を当てて「最も」なのか、人によって違うわけです。だから、あまり会議になじまないというのは、そういうこともあるわけです。

この方たちにとって最もではないものが採択されたときに、最もというものを採択したじゃないですかと、意見が変わっちゃうじゃないですか。それは、それでいいと言えいいんですけども、あまりこういうのはなじまないというのが私の意見です。一貫して、私はそれを申し上げたいと思います。

【山本委員】

選ぶのは、やはり、最もいいというものを選んでいくわけであって、最もいいのを選んだんですよ、ああそうですかで終わりの形で。これは、それこそ主観の話だから、当然、私たちが最もふさわしいものを選ぶに決まっているんだから、別に問題はないんじゃないかと。

それよりも、さっき言ったように、何でこれが出てきたのかなと。むしろ、そっちのほう疑問になりますけれども。

【委員長】

私としても、この陳情については悩んでおります。陳情の要旨のところ、「最もふさわしい教科書」の「最も」という部分について、何を最もとされているかというのが、こちら側が最もここを重視しましたというところが適切かどうかということが非常に悩んでいるところなんですけれども、一応、皆様からご意見が出ましたので、それでは、これによりまして挙手によって採決いたしたいと思っております。

なお、挙手しない方は採決することに反対とみなしますので、ご了承願います。

陳情第1号「船橋市立中学校の教科書採択についての陳情書」を採択することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

【委員長】

賛成少数により、陳情第1号については不採択することに決しました。

このあたりの請願、陳情については、このほかにもたくさんいただいております。また、教科書展示会でのアンケートもたくさんいただいております。私ども委員全員、目を通しておりますけれども、私たちの一致する意見としましては、専門調査委員会の方が調査研究したものを選定委員会を経まして、そして、私たちも勉強会を行って慎重に、そして公正に責任を持って採択したいと考えております。よろしくご理解ください。お願いいたします。

続きまして、報告事項に入ります。

初めに、報告事項(1)について、管理部、報告願います。

【管理部長】

報告事項(1)につきまして、管理部資料9ページをお願いいたします。

平成23年第2回船橋市議会定例会について、9ページ資料に沿いましてご報告いたします。

初めに、会期でございますが、6月2日に開会しまして、26日間の会期により、6月27日に閉会いたしました。

開会日の6月2日でございますが、市長より本議会に上程した議案について提案説明を行いました。教育委員会関係につきましては、今回の東日本大震災による小・中学校施設の災害復旧費等を補正予算に計上をいたしたところでございます。この提案議案につきましての質疑につきましては、6月9日に行われました。質問としまして、学校施設の耐震化促進や施設の被害状況、学校教育の影響などの質問がございました。また、記載にあります法人の経営状況報告に対する質疑につきまして引き続き行われ、財団法人船橋市文化スポーツ公社について、記載のとおり質問がございました。

次に、一般質問についてです。6月10日から16日までの5日間の日程で行われました。9ページ以降でございますが、質問の内容等につきまして、15ページまで日付順に順次記載をしております。

主な内容としまして、今回、東日本大震災や福島第一原発事故による放射線等の船橋への影響、

対応など、また、防災対策関係、節電関係、そのほか通学路の安全確保などの関係、スクールカウンセラーに関して、また、大穴市民プール跡地の利用や西図書館、清川記念館について、また、学校のエアコン設置についてなどの質問がございました。

以上、記載している内容の主なものについて説明いたしました。

次に、15ページをお願いいたします。

6月20日に文教委員会が開かれました。付託されました5件の陳情につきまして審査され、採決の結果につきましては、記載のとおりとなりました。

また、6月22日に予算特別委員会が開かれ、付託されました議案等を審議し、教育委員会に係した補正予算等の3件の議案を含めまして、すべて可決されました。

16ページをお願いいたします。

最後ですが、本議会最終日の6月27日に付託事件の審査報告の後、採決へと移り、予算特別委員会の採決結果と同様に、すべて可決されました。また、陳情につきましても、文教委員会の採決結果と同様の記載のとおりとなりました。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【山本委員】

6月20日の文教委員会の中学校の教科書採択に関する陳情を採択しているんですけども、ど
ういう内容を陳情されて、結果は、どういうことになっているんですか。

【委員長】

事務局、どなたから回答いただけますか。

【指導課長】

陳情の要旨は、平成23年の船橋市立中学校の教科書採択では、教育基本法や学習指導要領改訂
の趣旨に最もふさわしい教科書を採択することという要旨でございます。

陳情の理由を申し上げたほうがよろしいでしょうか。

【山本委員】

できれば。

【指導課長】

陳情の理由を申し上げます。

教育基本法が改正され、学習指導要領なども改訂されました。今年は、新しい教育基本法や学習
指導要領に基づく中学校の教科書採択が行われます。改正された教育基本法は、戦後の教育が個人

主義に偏り過ぎたとの反省に立ち、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進するため、豊かな情操と道徳心を培うこと。公共の精神に基づき、社会の発展に寄与する伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどを規定し、学習指導要領の総則にも明記されました。誇りを持って、未来と国際社会に生きる日本国民を育成するという我が国の教育の目的を達成する上で、こうした教育基本法や学習指導要領改訂の趣旨が適切に教育内容に反映されるためには、教科書の果たす役割は死活的に重要です。

つきましては、船橋市の中学校のために、教育基本法や学習指導要領改訂の趣旨に最もふさわしい教科書が採択されるように陳情いたします。

以上でございます。

【山本委員】

ありがとうございました。

文教委員会では採択されたということですね。それが、我々に対してはどういうふうな効力といえますか、そういうのを持つことになるんですか。今の請願書との整合性といえますか、そこら辺はどうなっていますか。

【総務課長】

この陳情は市議会に出されたものです。市議会として、この考え方に賛意を表明したと、そのように考えます。

【山本委員】

そうすると、我々は独立していると思いますけれども、市議会が、今度、我々に対してアピールしてくるといことになるんですか。

【総務課長】

直接的に働きかけるということではありませんけれども、船橋市の市議会がそういう考えを明らかにしたということ自体が、議会のほうのアピールと言えばアピールになります。

【山本委員】

わかりました。そうであると、我々に寄せられたのと非常に趣旨は似ていますよね。市議会はこういうものに採択したんだよということを資料として私らに教えてくださってもよかったかなと。私らで勝手にやって、それで不採択ということになっちゃったんですけれども、市議会は採択、私らは不採択という全くばらばらで、そのまま済んでしまうかどうかというのが疑問なところもありますので、もし、こういうのに関連しているような感じがあれば、市議会の採択した内容についても前もって教えていただいたほうがよかったかなと。私が今質問しなかったら、そのまま終わってしまっていますので、そういうふうに感じますけれども、いかがですか。

【総務課長】

市議会の陳情に関する考えがこうだということは、まだ教科書採択の前ですので、資料は後ほど委員の皆様にお配りしたいと思います。

ただ、本日の請願陳情の審査につきましては、教育委員の皆様の考え方を、これについて明らかにするということですので、市議会がこうだからということも考慮することも必要かも知れませんが、私としては、それはまた別のものかなと。採択者である教育委員会がこの陳情に対してどういうふうな判断をするかというのは、ある意味、別だと思いますが、当然、市議会の意向ということをお知りになったほうがいいと思いますので、後ほど、資料のほうは、まだ採択前ですのでお配りしたいと思います。

【山本委員】

ありがとうございます。

【委員長】

続きまして、報告事項（２）及び報告事項（３）について、保健体育課、続けて報告願います。

【児童生徒防犯安全対策室長】

報告事項（２）船橋市学校防犯カメラシステムの設置について、資料の１７ページをご覧ください。

船橋市立学校に侵入し、行われる犯罪の発生を抑止し、児童・生徒、職員、教職員等の生命及び身体並びに財産の安全を確保することを目的としました防犯カメラシステムの設置工事が７月１日よりスタートしました。現在、順次、設置工事が行われ、９月１日には完全稼働いたします。１校当たり４台のカメラを校門や昇降口に設置いたします。防犯カメラには、夜間センサーライトもあわせて設置し、２４時間体制で学校を見守っていきます。

資料の１８ページをご覧ください。

７月１２日に設置した際の写真でございます。子どもたちが指差しているカメラ、センサーライト及び防犯カメラ作動中の表示パネル、さらに、映像は職員室や事務室にモニターが設置され、教頭や教職員が随時確認いたします。ハードディスクレコーダーもあわせて設置され、映像は記録されることとなります。７月２０日現在で、小学校２３校、中学校１４校、特別支援学校２校、計３９校が稼働している状況でございます。

この防犯カメラシステムにつきましては、７月２６日に市長定例記者会見と８月１５日号の広報「ふなばし」に掲載する予定でございます。

次に、報告事項（３）児童誘拐に係る不審電話について、資料１９ページをご覧ください。

６月２４日金曜日、午前１２時ごろ、若い男性の声で「児童を誘拐した。身代金を指定口座に振り込め」という不審電話が資料にございます市内小学校５校にありました。

このことを受け、教育委員会としましては、市内小・中・高、特別支援学校８３校にファクスで

情報提供と児童・生徒の安全確保について、2の にありますよう、3回、ファクス通知をいたしました。該当校に欠席児童を含め、全児童の安全確認を行ったところ、誘拐の事実はございませんでした。

しかしながら、引き続き、警戒が必要なことから、3に記載されていますように、当該校では集団下校したり、学校とPTAやスクールガードが協力したりして通学路の見守り活動を強化していただきました。

6月27日以降、いずれの学校にも児童誘拐等の不審電話は入っておりません。警察に確認したところ、犯人はまだ検挙されていない状況ですが、引き続き、捜査は継続するというところでございました。

また、先日行われました市内全校の校長を初め、教職員が出席しました学校警察連絡会において、すべての学校で子どもたちの登下校について見守り活動を強化するようにお願いしたところでございます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、質問させていただきます。

防犯カメラのほうですけれども、撮影日から14日間、ハードディスクに記録されるということが書いてありますが、実際に、モニターに映った状況を見ている方はいらっしゃるんですよね。ですので、保存といえますか、記録日数がもう少し長くないと、結局は後の不審者を探したりする場合に、この記録が大事なものになると思うので、14日間というのは、ちょっと短いような気がするんですが、いかがでしょうか。

【児童生徒防犯安全対策室長】

14日間としました理由は、学校に不審者が入った場合は、数日後に不審者の侵入がわかるということで、警察に被害届を出すということがまずあります。

あと、いたずらに録画の日数を延ばすということになると、画像の質を落とさなければいけないというデメリットがございますので、14日間というのは、比較的、画像もきれいに残るといような考慮でございます。

【委員長】

例えば、顔までわかるということですか。

【児童生徒防犯安全対策室長】

はい。

【委員長】

わかりました。

あともう1点ですが、児童誘拐に係る不審電話についてですけれども、たまたま、この日、私はパトロールに参加していきまして、学校のお手伝いになったかどうかわかりませんが、船橋市内の子どもたちは集団登校とか集団下校とかをしていますか。この日、1クラス38人ぐらいのクラスの子どもたちが、低学年と高学年に分かれましたけれども、3学年がどっと出てきて、クラスの先生が1人で、そこから先、6コースぐらいに分かれていくんですけれども、子どもたちは集団下校に慣れていないので、先生方が先頭を行かれますと、後方まですごく長い列になってしまって、後方までなかなか目が行き届かなくて、置いていかれていってしまうので、子どもたちがきちんと家までたどり着いたか、ちょっと心配じゃないかという実感ですけれども、集団登校とか集団下校というのは、学校によってやられているところもあるんですか。

【児童生徒防犯安全対策室長】

今回の市のほうからのファクス送信を受けて、きちんと集団下校した学校もございます。さらには、スクールガードの方も全員総動員して見守り活動を行っていただいた学校もございます。

しかしながら、中学校などは、あまり関係ないというような学校もございまして、対応については、学校でちょっと差があったように考えております。

【委員長】

船橋市は歩道も狭いですし、車の交通量も多いので、集団登校とか集団下校をあまり進めていらっしゃるような印象なんですよね。今後とも起こる可能性はあると思いますし、こういったことに対する訓練とかも、もし機会があれば、考えていただければと思います。その他よろしいですか。

続きまして、報告事項(4)について、総合教育センター、報告願います。

【総合教育センター所長】

学習バス「キッズ船橋号」の寄贈について、ご報告いたします。

21ページより23ページをご覧ください。

相馬市と大船渡市への寄贈が決まっておりましたキッズ船橋号ですが、7月7日、市役所にて出発式を実施しました。藤代市長、七戸議長をはじめとして、石坂教育委員長、篠田教育委員、また、多くの教育委員会の職員の出席のもと見送られながら出発しました。ご出席ありがとうございました。

1号車は相馬市へ、石坂委員長にもご同伴いただきました。午後6時に到着し、総務部長、教育部長のお出迎えを受けました。バスとともに市長及び教育長のメッセージをはじめ、船橋市の小・中学校から寄せられた激励メッセージをお渡ししました。その後、被災の状況を詳しく伺うことができました。

2号車は、大船渡市へ無事届けられました。学校教育課長、同補佐のお出迎えを受けました。到着時刻が8時を過ぎていたにもかかわらず、被災の状況などもお聞きすることができました。

両市とも今回の震災にて甚大な被害を受けております。被災の状況を目の当たりにしますと、復旧復興までにまだまだ多くの支援を必要と感じました。

相馬市では、1台のスクールバスが20年以上使われ、老朽化している。また、大船渡市は3台所有しているうちの1台は津波で流され、ほか2台も大分古くなっているとのこと。両市とも避難所や仮設住宅に児童・生徒が分散し、生活しているので、登下校等に大いに活用させていただきたい。船橋市の皆様のご厚意に深く感謝いたしますとのことでした。

以上、報告させていただきます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

簡単に報告させていただきます。

山本所長さん、お疲れさまでした。

今回の寄贈に関しましては、私、相馬市の方に行きましたけれども、子どもたちのために利用したいということで、大変喜んでお受け取りくださいました。出発式で湊町小学校の5年生のお子様からのメッセージが流れたんですけれども、本当にこのバスが大好きで、夢と希望を乗せて走っていました。そのバスがまた相馬市でも走ってくれるのであればうれしいですという、すばらしいメッセージをいただきました。そのメッセージをお伝えしに行ったわけですけれども、実際、現地はこの時点で4カ月弱ですけれども、想像以上にひどくて、家も船も田んぼも畑も、まだ海の中といえますか、水に漬かったままでひどい状況でした。復興のために何ができるかということを実際に考えさせられる状況でしたけれども、それが何をしたいのかというのが、わからないままだと思います。ただ、長い支援をみんなでやっていければいいかなと思っています。

続きまして、報告事項(5)について、青少年課、報告願います。

【青少年課長】

夏の事業としまして、2点、事業をご説明したいと思います。

まず、第46回船橋市青少年キャンプ事業でございます。

これにつきましては、来週29日から31日までの2泊3日におきまして、埼玉県奥秩父両神キャンプ場で実施する予定でございます。

百名山の1つであります両神山のふもとでキャンプ生活や川遊びなどの野外生活を通して、学年を超え、学校もそれぞれ違いますけれども、たくさんの人と友達になれるよう交流を図ってまいりたいと思っております。

次に、船橋市・津別町青少年交流事業でございます。

これにつきましては、来月8月6日から10日までの5日間でございます。本年度につきましては、北海道津別町のほうに訪問いたします。船橋の青少年が異なった環境あるいは文化の中で、向こうでホームステイ家庭での生活や雄大な自然の中で思い出に残る多くの体験をするなど、この夏一番の思い出になるように関係者の協力をいただきながら実施する予定でございます。

以上でございます。

【委員長】

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【中原委員】

どちらの事業も本当に子どもたちが生き生きといい時間を過ごしてもらえたらいいなというふうに思いますが、一昨日、昨日と大量に雨が降ったりしていますので、奥秩父のルートで、そのあたりのところが1週間たちますけれども、どうかなという安全の確認のあたりが大事なかなというふうに感じますので、よろしくをお願いします。

【青少年課長】

青少年キャンプにつきましては、方法論としましては、テントを張って生活することとバンガローで生活するというのがあります。今回につきましては、バンガローを使用しまして、建屋の中で子どもたちと生活をともにしながら安全を確保するというところでございます。

【委員長】

それでは、続きまして、報告事項(6)について、飛ノ台史跡公園博物館、報告願います。

【飛ノ台史跡公園博物館長】

それでは、オレンジと黄色の一番最後のチラシをご覧ください。

縄文国際コンテンポラリーアート展 in ふなばし 2011 についてご報告いたします。

この企画展は、当館が平成12年11月に開館して以来、開催しているもので、今回で11回目でございます。今回は、副題で「ビバ! 縄文」ということで、メキシコのアーティストの方7名の方の作品を展示してございます。日本のアーティストの方9名の作品も展示してございます。日本の方が縄文、そして、メキシコのアーティストの方がマヤ文明にインスピレーションを受けた作品とな

っております。ぜひ、ご覧になっていただきたいと思います。

会期は、7月17日、この前の日曜日から始まっておりまして、9月11日まででございます。会期中の土日は、アーティストの皆さんが講師となるワークショップを開催いたします。また、火曜日から金曜日についても、それぞれ別のワークショップを開催いたしますので、7月下旬から8月中は当博物館で毎日ワークショップを開催することになります。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございます。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

夏休み中ですので、自由研究とかに子どもたちがたくさん来るといいですね。

それでは、続きまして、報告事項(7)その他で、何か報告したいことがある方は報告願います。

【児童生徒防犯対策室長】

報告事項(7)その他、船橋市の学校給食における放射性物質に汚染された稲わらを給与された可能性のある牛の肉の使用について。

船橋市の学校給食における放射性物質に汚染された稲わらを給与された可能性のある牛の使用についてご報告します。

放射性物質に汚染された稲わらをえさとして給与された可能性のある牛411頭の個体識別番号が厚生労働省より7月18日に公表され、その中に船橋市の学校給食に使用されていた牛肉の個体識別番号がありました。該当校は、船橋市立八木が谷小学校、船橋市立高根小学校、船橋市立芝山西小学校の3校です。

内容についてでございますが、八木が谷小学校が5月18日に6キログラム、5月19日に14キログラム、2日分とも同一の牛肉でございます。そして、高根小学校が7月5日に2キログラム、芝山西小学校が7月6日に2.7キログラム、この2校が同一の牛肉でございます。以上が該当の牛肉を献立の食材の一部に使用していました。

八木が谷小学校分は、現在、保健所がさかのぼり、調査中でございます。

高根小学校、芝山西小学校の2校は、検査結果が本日判明し、放射性物質は不検出でございました。

なお、このほかの学校では、該当の牛肉の使用はありませんでした。

現在わかっていることは以上でございます。

よろしく願います。

【委員長】

ありがとうございます。

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、先ほど、非公開と決しました議案の審議に入りますので、傍聴人は退席願います。

(傍聴人退席)

【委員長】

それでは、議案第30号について、生涯スポーツ課、説明願います。

議案第30号「スポーツ振興審議会委員の委嘱について」は、生涯スポーツ課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

本日予定しておりました議案等の審議は終了いたしました。

これで教育委員会会議7月定例会を閉会いたします。